

DNA出生前親子鑑定約款(オンラインショップ版)

第1条(目的)

本約款は、株式会社HUMEDIT(以下「当社」といいます)が提供するDNA出生前親子鑑定(以下「本鑑定」といいます)の利用に関し、当社と妊娠している者(以下「妊娠者」といいます)との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条(定義)

本約款において使用する用語の定義は、以下の通りとします。

- 「本鑑定」とは、当社が提供するDNA出生前鑑定サービスをいいます。申込者の自己申告に基づき提供された検体を用いて実施される私的検査であり、個人の情報確認を目的とするものです。
- 「妊娠者」とは、本鑑定において採血される者をいいます。
- 「擬父」とは、生物学的な父親かどうかを確認されていない状態の男性をいいます。
- 「申込者」とは、本鑑定の申込みをした者としてします。

第3条(鑑定の目的)

本鑑定は、胎児の生物学的な父親の確認を目的として行います。産み分けを目的としたものではありません。

第4条(検体採取)

検体採取においては、以下の通りとします。

1. 妊娠者、擬父は、当社から提供された案内書に従い、正しい情報を提供し、検体の取り間違いがないように検体採取を行うものとします。
2. 妊娠者の血液は、妊娠週数8週以降に採血し、検査機関へ発送するものとします。
3. 妊娠者の口腔内検体と擬父の検体は当社から提供された案内書に従い、正しい情報を提供し、検体の取り間違いがないように検体を提供するものとします。
4. 妊娠者の採血は医療法人社団福美会および指定医療機関とします。なお、申込者が希望する医療機関で採血を実施する場合は、採血費用は申込者の負担となります。また、その場合は検体の管理も申込者が責任を持つものとします。
5. 擬父の検体は口腔内検体とし、それ以外の検体の提供については、1検体につき33,000円(税込み)が別途掛かるものとする。
6. 複数種類の擬父の検体が提供された場合、使用する検体は1種類とする。複数の検体が提供された場合は、当社で判断した検体で検査を実施するものとする。その他の検体は破棄するものとし、その検体でDNAが必要量採取できない場合でも当社の責任はないものとする。
7. 前項でのDNAが必要量採取できない場合、別検体での再鑑定を申込者が依頼することができるものとする。ただし、新しく検体を用意するものとし、擬父の口腔内検体以外の場合は、都度33,000円(税込み)が掛かるものとする。

第5条(検体の真正性の保証)

1. 本鑑定は、当社または医療機関が検体採取の現場における被検者の本人確認（身分証確認や指紋採取等）を厳格に行う法的検査とは異なり、申込者自身の責任において検体を提出していただく私的検査です。
2. 申込者は、提出する検体が、当社から提供された案内書に従い適切に採取された、被検者本人の真正な検体であることを保証するものとします。
3. 提出された検体が被検者本人以外のものであった場合や、検体の取り違い、意図的なすり替え等があった場合、それにより生じた結果の誤りや損害について、当社は一切の責任を負いません。

第6条（未成年者に関する特別規定）

未成年者に関する特別規定において、以下の通りとします。

1. 未成年者が本鑑定を受ける場合、親権者または法定代理人の同意を得なければならない。
2. 親権者または法定代理人は、未成年者に代わって本約款に同意し、鑑定の申し込みを行うものとする。
3. 未成年者の個人情報、特に慎重に取り扱うものとし、その保護には十分な注意を払うものとする。
4. 未成年者の鑑定結果は、原則として親権者または法定代理人に対してのみ開示されるものとする。ただし、未成年者本人からの開示請求があった場合、当社は親権者または法定代理人と協議の上、適切に対応するものとする。
5. 未成年者が成年に達した後、本人から鑑定結果の開示請求があった場合、当社は速やかにこれに応じるものとする。
6. 当社は、未成年者の福祉と最善の利益を考慮し、必要に応じて専門家の助言を求めながら、本鑑定に関する決定を行うものとする。

第7条（鑑定の方法）

妊娠者および擬父より提出された検体は、当社により匿名化され、当社の鑑定機関（東京衛生検査所）においてSTR(Short Tandem Repeat)の解析により血縁関係を確認するために利用されます。妊娠者の血液から血漿を単離し、妊娠者および擬父の検体から得られたDNAと妊娠者の血漿から得られた胎児のDNAをNGS法 (Next Generation Sequencing) にて解析し、血縁関係の有無を判定します。

第8条（鑑定結果に対する承諾）

鑑定結果に対して、以下承諾したものとします。

1. 以下の場合、正確な鑑定結果が得られない可能性があるため、必ず鑑定開始前に当社に連絡するものとします。
 - 妊娠者が輸血または骨髄移植を受けた場合
 - 擬父同士が近い血縁関係である場合
 - 擬父が一卵性双生児である場合

- 胎児が二卵性双生児である場合

2. 検査実施後に一度でも双胎児であったと判明した場合には、正しい結果の保障はいたしかねます。また、バニシングツインに該当する場合も同様とします。当社では、これに伴う一切の責任を負わず、返金も致しかねます。
3. 妊娠者および擬父のDNAに生じた突然変異、欠損、置換、キメラ等の当社でコントロールできない理由により正しい鑑定結果が得られない可能性があることを承知し、万が一正しい結果が得られなかった場合でも、当社に一切の請求を行わないものとします。
4. この鑑定の結果はあくまでも生物学的、統計学的に解析したものであり、100%の正確な鑑定は理論上不可能であることを承知します。また、検体の状態によっては、正しい鑑定結果が得られない可能性があることも承知します。
5. 妊娠者が提供した情報をもとに鑑定を行い、得られた鑑定結果次第では妊娠者および擬父に不利益をもたらす可能性があることを承知します。

第9条(代理母出産に関する確認事項)

代理母出産に関する確認事項に対して、以下承諾したものとします。

1. 代理母出産を利用する場合、代理母(妊娠者)および擬父は、本検査の実施前に、代理母出産に関連する法的・倫理的問題について十分な説明を受け、その内容を理解したことを確認するものとします。代理母(妊娠者)および擬父は、代理母出産に関する以下の事項を理解し、同意したことを確認します。
 - a) 日本国内における代理母出産の法的位置づけ
 - b) 親子関係の確立に関する法的手続きの必要性
 - c) 代理母(妊娠者)および擬父と生まれてくる子どもの権利に関する倫理的配慮
 - d) 代理母契約の法的拘束力と限界
2. 本検査の結果が代理母出産に関する決定に影響を与える可能性があることを、代理母(妊娠者)および擬父は理解し、承諾するものとします。
3. 代理母出産に関連して生じる可能性のある法的・倫理的問題について、当社は一切の責任を負わないものとし、代理母(妊娠者)および擬父の自己責任において対処するものとします。
4. 申込者および代理母(妊娠者)および擬父は、本条項に記載された内容を理解し、同意した上で本検査を受けることを確認します。

第10条(結果報告予定日)

結果報告予定日は、以下の通りとします。

1. 結果報告予定日は、妊娠者および擬父の全ての検体が当社に到着した営業日を0日目として10日前後でご報告いたします。
2. 妊娠者および擬父の全ての検体到着日が異なる場合は、妊娠者および擬父の全ての検体が揃った営業日より鑑定が開始され、結果報告予定日が確定いたします。
3. 検体の状態または郵送事故、郵送遅延による検体の損傷など、当社でコントロールできない理由により結果報告日が前後する場合がありますが、当社は一切の責任を負いません。

第11条(鑑定結果の報告および利用制限)

鑑定結果の報告および利用制限については、以下の通りとします。

1. 鑑定結果の報告方法
原則として、メールに添付されたPDFによる報告とします。ただし、申込者からの希望がある場合に限り、書面(紙媒体)による報告書の郵送も対応いたします。
2. 擬父と胎児の間の血縁関係についての報告は、父性肯定確率99.99%以上、または父性否定確率99.99%以上として報告いたします。
3. 本鑑定は、申込者の自己申告に基づく検体を用いるものであり、当社は検体の同一性を保証しません。したがって、本鑑定結果を裁判所、行政機関、その他の公的な証拠資料として提出、または法的な主張の根拠として利用することはできません。
4. 申込者以外に鑑定結果が伝わることを防ぐ為に、電話やメールによる鑑定結果のお問い合わせには対応いたしかねます。
5. 鑑定中の進捗状況はお伝えすることができません。
6. 検査結果の再発行は、検査結果の報告日から1か月以内に申込者からの依頼があった場合に限り対応します。再発行方法および費用は以下の通りとします。
 - 書面による再発行: 申込者の同意を得た上で、レターパックライトにより申込者指定の住所へ郵送し、手数料として3,300円(税込)を頂戴します。
 - メールによる再発行: 申込者の同意を得た上で、申込者指定のメールアドレス宛に再送信し、手数料として11,000円(税込)を頂戴します。
7. 検査結果の報告日から1か月を経過した場合、検査結果の再発行には応じられません。

第12条(鑑定のキャンセル)

鑑定のキャンセルは、以下の通りとします。

1. 検査キット発送前のキャンセル: キャンセル可能です。代金支払い済みの場合は、決済手数料等を除いた金額を返金いたします。
2. 検査キット発送後のキャンセル: 申込者の都合によるキャンセル、返品および返金は一切受け付けておりません。
3. 検査キット発送日より3ヶ月以内に対象者の検体が当社に到着しない場合、申込者都合によるキャンセルとみなし、本サービスの提供を終了します。また、その場合の返金はいたしかねます。
4. 各種資料が違法な手段で入手された、あるいは改ざん・改造が施されていたことが申し込み後に判明した場合、妊娠者もしくはその関係者が反社会的勢力などの構成員もしくは親交者であったことが判明した場合、その他当社が妊娠者との相互信頼関係が損なわれたと認めた場合は当社より業務を解消させていただきます。その場合においても一切の返金はなされません。

第13条(無料再鑑定とそれ以降の鑑定について)

本鑑定において、母体の血漿中に浮遊する胎児のDNA断片量や比率が規定量に達しない場合、または血液以外の検体(スワブ等)のDNA量が不足する場合、まれに判定不能となることがあります。また、擬父の検体は第4条第5項のとおりとし、口腔内検体以外の場合には、判定不能となることがあります。その際には、当社の判断により、再鑑定が必要となる場合があります。

1. 1回目の鑑定で「判定不能」という結果となった場合、無料再鑑定として2回目の鑑定をお受けいただくか、再鑑定はせずにオプション代金を除く支払い金額の30%の返金をお受けいただくかの二者択一となります。
2. 2回目以降の鑑定の際にご提出いただく擬父の検体は、原則、口腔内検体に限ります。もし特殊検体をご提出いただく場合は特殊検体料金が別途発生し、鑑定期間が追加されます。
3. 2回目以降の鑑定の際に母親の血液の再提出が必要な場合または擬父の検体が必要な場合、2回目の鑑定は無料再鑑定として対応いたします。3回目の鑑定で母親の血液の再提出が必要な場合は、別途33,000円(税込)の鑑定費用が発生いたします。おなじく3回目の鑑定で擬父の検体の再提出が必要な場合は、別途11,000円(税込)の鑑定費用が発生いたします。
4. 血液または擬父の検体による3回目の鑑定で結果が出なかった場合は対応終了となり、返金もいたしかねます。
5. 前各項に基づく無料再鑑定は、検査所にて判定不能と判明した日から1ヶ月以内に申請され、かつ現在妊娠中の胎児に関するものである場合に限り実施されます。

第14条(お申込時の鑑定料金以外の費用)

お申込時の鑑定料金以外の費用について、以下承諾したものとします。

1. 検体として血液をご提出いただく際の採血費用は、本約款第4条第4項のとおりとなります。
2. お申し込みいただいた鑑定の他に、検体採取キットの再発送や書面での結果報告書の追加発行等、申込者都合により別途料金が発生する場合は、ご依頼時の鑑定費用とは別に料金を請求させていただく場合があります。

第15条(検査結果受領後の追加検査について)

利用者が検査結果の報告を受けた後に、追加で別の検査対象者(擬父)の検体を提出し、追加検査を希望する場合の取扱いは、以下の通りとします。

初回検査結果の報告日から1か月以内に追加検体の検査を希望する場合は、擬父1名あたり33,000円(税込)の追加料金にて対応します。

初回検査結果の報告日から1か月を経過した場合は、新規検査として通常の検査料金を支払うものとします。

ただし、当社において利用者のDNA情報が保存されている期間内に限り、1か月経過後であっても擬父1名あたり33,000円(税込)の追加料金にて対応できるものとします。DNA情報の保存期間を経過した場合には、通常の検査料金を支払うものとします。

第16条(その他返金に関する事項)

その他返金に関する事項について、以下承諾したものとします。

1. 検体の状態または郵送事故、郵送遅延による検体の損傷など、当社でコントロールできない理由により結果報告日が遅延した場合、オプション料金の返金はいたしかねます。
2. 申込者都合によるキャンセル、または無料再鑑定辞退に伴う返金の際、銀行振込手数料(クレジットカード決済の場合はカード決済手数料)は申込者の負担となります。

3. 万が一、当社のミスにより鑑定結果に誤りがあった場合、当社は申込者からいただいた鑑定費用の全額を返金し、申込者は返金された鑑定費用以上の請求は行わないこととします。
4. 乳び血およびその他持病のため再採血が必要な事例もございます。血液検体を確認した時点で検査を行うに至らず、検査不能が明らかとなり検査を中断した場合は、採血代金として11,000円を収納いたします。
また初回採血時に検査不能が明らかとなり、2回目の採血を希望した場合には採血時に11,000円を加算いたします。以降、3回目、4回目も同様にその都度11,000円を収納いたします。

第17条(妊娠証明書または診断書の提出)

妊娠証明書または診断書の提出について、以下承諾したものとします。

1. 採血時点での妊娠期間が8週未満の場合、Early料金が必要となります。
2. 採血時点での妊娠期間が8週以降の場合、1回目の採血時点での妊娠が証明できる書類の提出が必要となります。
3. 再鑑定が必要となった場合、妊娠を証明できる書類の提出がない場合、本条第1項が適用されます。

第18条(マイページの利用および情報の削除)

1. 申込者が入力したメールアドレスをもとに、問診表の入力、同意書の確認および同意、検査進行状況の確認などをインターネット上で行うための専用画面(以下「マイページ」といいます)を提供します。
2. マイページへの最終ログインから1年が経過した場合、登録された個人情報および検査結果は、当社のシステム上から削除されます。
3. 削除後は、マイページへのアクセスはできなくなり、削除された情報を復元することもできません。
4. 検査結果については、別途送付された内容をご自身で印刷または保存していただくようお願いいたします。削除後は、当社においても検査結果の再発行・再確認には一切対応できません。

第19条(検体の保存および個人情報の保管)

検体の保存および個人情報の保管について、以下承諾したものとします。

1. 申込者からのメール、個人情報は匿名化された状態でサービス向上のために活用されます。
2. 検体および検体から得られたデータは匿名化された状態で、胎児の遺伝病診断法(NIPT)の研究と鑑定精度向上のために活用されます。
3. 解析および研究が終了した検体は、妊娠者への通知・許可なく、指定の業者により破棄されます。
4. 別途プライバシーポリシーに定める内容に従うものとします。

第20条(免責事項)

免責事項について、以下の通りとします。

1. 検体の損傷、申込者による書類の記入ミス、または検体採取のミスなどによる結果判定ミスに関して、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または過失に起因する場合はこの限りではありません。
2. 当社が受領した検体においてDNA上で生じた突然変異、欠損、置換、キメラ等の当社でコントロールできない理由による結果判定ミスに関して、当社は一切の責任を負いません。
3. 申込者が第11条に定める利用制限に違反し、私的検査の結果を法的用途や公的な証拠資料として利用したことにより生じた不利益、損害、および第三者とのトラブルについて、当社は一切の責任を負いません。
4. 申込者または第三者による検体の取り違い、すり替え、汚染、その他の不正行為が行われた場合であっても、当社は提出された検体を真正なものとして検査を行います。これに起因して検査結果と事実の間に相違が生じた場合、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
5. いかなる場合においても、上記の返金規定(第8条、第12条、第13条および第16条参照)以上の責任は負いかねます。ただし、当社に故意または重過失がある場合は、法律の定めに従います。
- 6.

第21条(損害賠償および紛争解決)

1. 申込者が本約款に違反し、または不正な行為により当社に損害を与えた場合、申込者は当社に対し、その損害(合理的な弁護士費用を含む)を賠償するものとします。
2. 本鑑定の結果に関連して、申込者と第三者との間で生じた紛争、苦情、またはトラブル等について、当社は一切関与せず、申込者が自らの責任と費用において解決するものとします。

第22条(本約款の変更)

当社は、申込者に通知することなく、本約款を変更することができるものとします。変更後の本約款は、検体採取した時点から効力を生じるものとします。

第23条(準拠法及び管轄裁判所)

本約款に関する準拠法は、日本法とします。本約款に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、令和7年2月10日から施行します。
令和7年4月15日に一部改訂を行いました。
令和7年5月7日に一部改訂を行いました。
令和7年5月19日に一部改訂を行いました。
令和7年5月20日に一部改訂を行いました。
令和7年6月9日に一部改訂を行いました。
令和7年7月4日に一部改訂を行いました。
令和8年3月5日に一部改訂を行いました。

代表取締役 岡 幸太郎

プライバシーポリシー

株式会社HUMEDIT(以下「当社」といいます)は、お客様の個人情報保護の重要性について認識し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、以下のとおりプライバシーポリシー(以下「本ポリシー」といいます)を定め、これを遵守することをお約束します。

1. 収集する個人情報

当社は、DNA出生前鑑定サービス(以下「本サービス」といいます)の提供にあたり、以下の個人情報を収集します:

- 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先情報
- 生年月日、性別
- 妊娠に関する情報(妊娠週数等)
- DNA検体(血液サンプル等)
- 家族関係に関する情報
- 支払い情報

2. 個人情報の利用目的

当社は、収集した個人情報を以下の目的で利用します:

1. 本サービスの提供および運営
2. 本サービスの実施と結果の報告
3. お客様からのお問い合わせへの対応
4. サービス品質向上のための分析および研究
5. 新サービスの開発
6. 当社からのお知らせや重要な更新の連絡

3. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などのリスクに対して、以下の安全管理措置を講じます:

1. 個人情報へのアクセス制限
2. 従業員の教育訓練
3. 個人情報の匿名化処理
4. セキュリティシステムの導入
5. 定期的なセキュリティ監査の実施

4. 個人情報の第三者提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お客様の同意なく第三者に個人情報を提供いたしません:

法令に基づく場合

1. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

3. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 業務委託

当社は、個人情報の取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合があります。その場合、当社は委託先に対し、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

6. 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客様は、当社が保有する個人データの開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去を請求することができます。請求の方法については、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

7. DNAデータの取り扱い

1. DNAデータは特に機密性の高い情報として、厳重に管理します。
2. DNAデータは匿名化された状態で保管され、研究目的以外では個人を特定できない形で利用されます。
3. お客様のDNAデータは、鑑定結果報告後、一定期間経過後に安全に破棄されます。

8. 未成年者の個人情報

本サービスは、胎児に関する情報を含む未成年者の個人情報を取り扱います。未成年者の個人情報の取り扱いについては、親権者または法定代理人の同意を得た上で行います。

9. クッキーの使用

当社のウェブサイトでは、サービス向上のためにクッキーを使用しています。クッキーの使用を望まない場合は、ブラウザの設定で拒否することができます。

10. プライバシーポリシーの変更

当社は、必要に応じて本ポリシーを変更することがあります。重要な変更がある場合は、当社ウェブサイト上でお知らせします。

11. お問い合わせ窓口

本ポリシーに関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください：

株式会社HUMEDIT 個人情報保護担当 電話番号:03-6811-7372

制定日:令和6年9月18日 最終更新日:令和6年9月18日